

ヘルパーステーション シフティーン相模原

指定訪問介護(訪問介護相当サービス)事業所

【重要事項説明書】



指定訪問介護事業所、指定訪問介護相当サービス事業所

事業所番号: 1472609427

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社シフト
主たる事務所の所在地	〒411-0902 駿東郡清水町玉川114-23 新井ビル203
代表者（職名・氏名）	代表取締役 高野雅晴
設 立 年 月 日	平成18年3月15日
電 話 番 号	055-991-1165

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーション シフティーン相模原	
サービスの種類	訪問介護・訪問介護相当サービス	
事業所の所在地	神奈川県相模原市中央区田名2723 グループハウス相模原田名内	
電 話 番 号	042-760-7880	
指定年月日・事業所番号	平成29年11月1日	1472609427
管 理 者 の 氏 名	土屋 雅利	
事業の実施地域	相模原市全域、横浜市瀬谷区	
併 設 事 業	グループハウス相模原田名（住宅型有料老人ホーム） シフティーン相模原居宅介護支援事業所（居宅介護支援事業所）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にある高齢者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう生活の質の確保及び向上を図るとともに安心して日常生活を過ごすことができるよう、適正な指定訪問介護又は指定訪問介護相当サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ介護保険法その他関係法令及び本契約の定めに基づき、相模原市や居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図りながら、利用者の要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止、要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し計画的かつ総合的なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

今後ますます進展する超高齢化社会に対応し、高齢者が心豊かに生きがいのある快適な老後を暮らせるよう、福祉の専門職としての知識と技術を駆使して、社会福祉の向上と、老後の生活の安定を目指し、高齢者の方々がそれぞれ抱える諸問題に対して、常に一緒になって真剣に取り組み、『潤いのある心安らげる老後の実現』を目標としております。

事業所は、居宅介護支援事業者等が作成するケアプランに基づき、訪問介護計画又は総合事業によるサービス計画書を作成します。

事業所は、介護保険等の関係法令及び契約書に従い、利用者に可能な限り居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問介護又サービスを提供します。

1 指定訪問介護の内容は次のとおりです。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 指定訪問介護相当サービスの内容は、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものです。

具体的には、サービスの内容により以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭（せいしき）、入浴介助、体位交換、服薬介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して家事の援助を行います。 例) 洗濯、掃除、買い物、衣服の整理など

3 事業所は、利用者の希望により、料金に係る説明を行ったうえで、介護給付の対象となるサービス以外の介護保険外サービスを提供します。

5. 営業日時

営業日	月曜日から日曜日まで
営業時間	8：00～17：30
サービス提供時間	24時間

6. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人員
管 理 者		1名 (常勤1名、非常勤 名)
サービス提供責任者		2名 (常勤2名、非常勤 名)
事務担当職員		名 (常勤 名、非常勤 名)
理学療法士		名 (常勤 名、非常勤 名)

作業療法士		名 (常勤 名、非常勤 名)
看護師		名 (常勤 名、非常勤 名)
社会福祉士		名 (常勤 名、非常勤 名)
介護福祉士		8名 (常勤 名、非常勤 8名)
ホームヘルパー 1 級		名 (常勤 名、非常勤 名)
ホームヘルパー 2 級 初任者研修修了者	介護職員	名 (常勤 名、非常勤 11名)
実務者研修修了者		8名 (常勤 名、非常勤 8名)

7. 管理者・サービス提供責任者及び訪問事業責任者

事業所の管理者及びサービス提供責任者（訪問事業責任者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら何でもお申し出ください。

管理者	土屋 雅利
サービス提供責任者	樋口美香 川瀬祐二

8. サービス利用料金及び利用者負担

- 1 指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準または相模原市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とします。（詳細は別添の料金表のとおりです）
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護等に要した交通費は、原則無料とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとします。

4 キャンセル料

- 一 利用者がサービスの利用を中止する場合には、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。

ヘルパーステーション シフティーン相模原

連絡先 電話 042-760-7880

- 二 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日 17 時 30 分以降又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。（ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です）。

時 間	キャンセル料	備 考
サービス利用日の前々日まで	無 料	
サービス利用日の前日	無 料	

17時30分まで		
サービス利用日の前日 17時30分以降	2,000円	利用者の都合の場合
サービス利用日の当日	2,000円	利用者の都合の場合

三 キャンセル料は、利用者負担の支払いに合わせてお支払いいただきます。

四 訪問介護相当サービスは、利用料が月単位の定額制のため、キャンセル料は不要です。

5 請求について

- ・各月の請求額は1日から月末までの利用料です。
- ・サービス提供月の翌月10日から20日の間に請求書を全利用者又は保証人宛に発送します（生活保護受給者は除きます）。

例・・・1月分の利用料は、1月1日から1月31日までのサービス利用料です。

2月10日から20日に届いた請求書は1月分利用料です。お支払い方法は次のとおりとします。

6 利用者負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いいたします。

A ご指定の金融機関口座からの自動引き落とし

- ・ 静岡銀行……………毎月22日
- ・ その他の金融機関……………毎月17日

また、介護保険領収書は次月請求と一緒にお渡しします。

B 現金払い

- ・ 事業所の窓口でもお支払いいただけます。

C 銀行振り込み

- ・ 毎月25日までにお振り込みいただきます。手数料は利用者のご負担となります。

7 上記の利用者負担金は「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。

総合事業によるサービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料金全額(10割)を事業所に支払っていただき、その後事業者が交付するサービス提供証明書等により相模原市に対して第1号事業支給費(9割又は8割)を請求することになります。

第1号事業外のサービスとなる場合(サービス利用料金の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には、全額自己負担となります。

なお、この場合は総合事業によるサービス計画を作成する際に居宅介護支援事業者等から説明したうえ、利用者の同意を得ることとします。

9. 緊急時の対応

事業所は、指定居宅介護支援の提供時に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに管理者及び、主治医に連絡する等の措置を講じ、指示によっては緊急搬送の対応をします。

10. 事故発生時の対応

事業所は、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供に当たり、利用者の生命・身体・財産に賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

11. 苦情相談窓口

1 相談や苦情については下記で対応いたします。

事業所	ヘルパーステーション シフティーン相模原
担当者	管理者 土屋 雅利
TEL 番号	042-760-7880
FAX 番号	042-760-7881
その他	相談・苦情については担当者が担当いたします。不在の場合でも応対した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者及び管理者に引き継ぎます。

2 その他、お住まいの相模原市及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等に対応しております。

相模原市 福祉基盤課 電話：042-769-9226

対応時間 月曜日～金曜日の8：30～17：15（平日のみ）

神奈川県国民健康 保険団体連合会	所在地	神奈川県横浜市西区楠町 27 番地 1
	電話	045-329-3447
	対応時間	月曜日～金曜日（平日のみ）の 8：30～17：15

12. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、従事者は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為
- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ③ 他の家族の方に対する食事の準備など

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

13. 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

令和.....年.....月.....日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり上記のとおり重要事項を説明しました

所在地.....神奈川県相模原市中央区田名2723 グループハウス相模原田名内

事業所名.....ヘルパーステーション シフティーン相模原

説明者氏名.....

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住 所.....

氏 名.....

代理人（代理人を選任した場合）

住 所.....

氏 名.....

利用者との関係.....

立会人

住 所.....

氏 名.....

利用者との関係.....

訪問介護の利用料金

1・訪問介護の利用料金

1)基本料金(1回あたり) ※日中の訪問介護の料金は以下の通りです。

サービス		単位数		自己負担分(日中)(単位:円)		
		単位	円換算	1割	2割	3割
身体介護	20分未満	163	1,766	177	355	531
	20分以上30分未満	244	2,644	265	529	795
	30分以上1時間未満	387	4,195	421	839	1259
	1時間以上1時間30分未満	567	6,146	615	1231	1845
	1時間30分以上は30分毎に	82	888	89	179	267
身体介護＋生活援助	身体介護＋生活援助20分以上45分未満	(身体介護)単位＋65単位		(身体金額)への追加分		
		65	704	71	141	213
	身体介護＋生活援助45分以上70分未満	(身体介護)単位＋130単位		(身体金額)への追加分		
130		1,409	141	283	423	
身体介護＋生活援助70分以上	(身体介護)単位＋195単位		(身体金額)への追加分			
	195	2,113	213	423	635	
生活援助	20分以上45分未満	179	1,940	195	389	583
	45分以上	220	2,384	239	477	717

利用者の希望により2人の訪問介護員が訪問した場合	基本料金の200%
--------------------------	-----------

※早朝・夜間・深夜の場合は日中の料金より割増になります。割増率は以下の通りです。

時間帯	単位数
早朝 (午前6時から午前8時までの間)	所定単位数の25%加算
夜間 (午後6時から午後10時までの間)	所定単位数の25%加算
深夜 (午後10時から午前6時までの間)	所定単位数の50%加算

2)各種加算料金

加算の名称	単位数	自己負担分(月額・円)			備考	
		1割	2割	3割		
初回加算	(単位/月)	200	217	434	651	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合 【利用者が過去2月間(暦月)に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定】
	200					
緊急時訪問介護加算	(単位/回)	100	109	217	326	利用者、家族からの要請で、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携し計画外の訪問介護(身体介護)を緊急に行った場合に限る
	100					
口腔連携強化加算	50 (1ヶ月に1回を上限)	54	108	162	口腔の健康状態を評価したうえで、歯科及び介護支援専門員に対して評価結果を情報提供場合に算定	
特定事業所加算(Ⅱ)	所定単位数の10%を加算				介護サービスの質向上を目的とした、事業所の評価制度	
介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)	基本料金および加算合計の24.5%				介護職員の処遇改善のための加算	

※上記料金は、厚生労働省の告示(令和6年6月)に基づき定められた料金です。告示が改正になった場合には告示に従い変更させていただきます。

※自己負担分は、単位数に事業所所在地の地域単価10.84円を乗じて算出しています。

※上記料金自己負担分は、介護保険負担割合証に記載された割合区分をご確認ください。(一ヶ月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、申請することによりその超えた額を高額介護(介護予防)サービス費として介護保険より支給されます。

※料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※特定事業所加算(Ⅱ)は事業所のサービス当たりの単価に10%を乗じて計算されます。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の単位数は、基本料金と各種加算料金の合計に24.5%を乗じて計算されます。従って、介護度別の基本料金の単位数の違いや上記加算の算定の有無により変わります。

※集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る減算があります。(対象利用者)事業所と同一建物内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当該建物に居住する利用者が一定数以上である(20人以上)場合は一ヶ月当たりの単位数=単位数×90%になります。

3)運営規程に定められた その他の料金

①交通費

通常の事業の実施地域(相模原市全域、横浜市瀬谷区)にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方も、訪問介護員等が訪問するための交通費は、原則無料です。

4)介護保険外サービス(全額自己負担)

介護保険サービス利用料金の一部が制度上の支給限度額を超える場合(なお、この場合はケアプランを作成する際に居宅介護支援事業者等から説明

したうえ、利用者の同意を得ることになります。)

2・第1号訪問事業(訪問介護相当サービス)の利用料金

1)基本料金

サービス		単位数/月		自己負担分(月額・円)		
		単位	円換算	1割	2割	3割
週1回程度の訪問介護相当サービス	事業対象者	1,176	12,747	1,275	2,550	3,825
週2回程度の訪問介護相当サービス	事業対象者	2,349	25,463	2,547	5,093	7,639
週2回を超える程度の訪問介護相当サービス	事業対象者	3,727	40,400	4,040	8,080	12,120

2)各種加算料金

加算の名称	単位/月	自己負担分(月額・円)			備考
		1割	2割	3割	
初回加算	200	217	434	651	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合 【利用者が過去2月間(暦月)に、当該指定訪問介護事業所から指定訪問介護の提供を受けていない場合に算定】
介護職員等 処遇改善加算(Ⅰ)	基本料金および加算合計の24.5%				介護職員の処遇改善のための加算

※上記料金は、総合事業として相模原市が定めています。

※自己負担分は、単位数に事業所所在地の市町地域単価10.84円を乗じて算出しています。

※上記料金自己負担分は、介護保険負担割合証に記載された割合区分をご確認ください。(一ヶ月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、申請することによりその超えた額を高額介護(介護予防)サービス費として介護保険より支給されます。

※料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の単位数は、基本料金と各種加算料金の合計に24.5%を乗じて計算されます。従って、介護度別の基本料金の単位数の違いや上記加算の算定の有無により変わります。

※集合住宅に居住する利用者へのサービス提供に係る減算があります。(対象利用者)事業所と同一建物内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者

又は当該建物に居住する利用者が一定数以上である(20人以上)場合は一ヶ月当たりの単位数=単位数×90%になります。

3)運営規程に定められた その他の料金

①交通費

通常の事業の実施地域(相模原市全域、横浜市瀬谷区)にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方も、訪問介護員等が訪問するための交通費は、原則無料です。

4)介護保険外サービス (全額自己負担)

介護保険サービス利用料金の一部が制度上の支給限度額を超える場合(なお、この場合はケアプランを作成する際に居宅介護支援事業者等から説明したうえ、利用者の同意を得ることになります)。

その他の介護保険外サービスの利用料金

1. その他の介護保険外サービスの利用料金（全額自己負担）

1) 基本料金（1回あたり）

※日中のその他の介護保険外サービスの料金は以下の通りです。

サービス	所要時間	料金(日中)
介護保険外サービス	30分未満	1,000円（税込 1,100円）
	30分以上1時間未満	2,000円（税込 2,200円）
	1時間以上1時間30分未満	3,000円（税込 3,300円）
	1時間30分以上は30分毎に	1,000円（税込 1,100円）

利用者の希望により2人の訪問介護員が訪問した場合	基本料金の200%
--------------------------	-----------

※早朝・夜間・深夜の場合は日中の基本料金より割増になります。割増率は以下の通りです。

時間帯	料金(日中以外)
早朝（午前6時から午前8時までの間）	基本料金の25%増
夜間（午後6時から午後10時までの間）	基本料金の25%増
深夜（午後10時から午前6時までの間）	基本料金の50%増

※ 上記料金は、株式会社シフトの賃金規程を基にし、法定福利費その他諸経費を勘案し定められた料金です。

※ 上記料金は、介護保険サービス以外に利用者の希望により行われるサービスの料金です。

- ・ このサービスは、利用者の希望により行われるため、事前に料金に係る説明を行うことが必須となります。

2) 運営規程に定められた その他の料金

①交通費

通常の事業の実施地域(相模原市全域、横浜市瀬谷区)にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方も、訪問介護員等が訪問するための交通費は、原則無料です。